

# 近年における Turgot 研究の動き

津 田 内 匠

## 1. ま え が き

Anne-Robert-Jacques Turgot (1727—1781) についての研究は、これまでの 2—3 の書目によっても、すでに多方面かつ細部にわたり、ほん譯・選集の類を合わせれば、おびただしい数にのぼることがわかる。とりわけ Schelle 版 Turgot 全集 *Œuvres de Turgot et Documents le concernant, avec Biographie et Notes par Gustave Schelle*. Paris, 5 vols. 1913—23 が、源泉資料の exhaustive な収録と厳密な資料批判とによって Turgot 研究史上に畫期的な意義を持つことは、すでに周知のところである。

しかしながら、これまでの数多い研究成果にもかかわらず、1947 年の Turgot の新しい〔經濟學的〕選集（後出 (e)）の編者 Pierre Vigreux は、その刊行の目的を、(1)「それらの高い學問的價值にもかかわらず、あまりにも知られていない」Turgot のいくつかの經濟學的勞作について、注意を呼び起こすこと、(2) しかも經濟學說史研究においても、理論研究においても「源泉資料に、オリジナル・テキストに據ること」とし、テキストを Schelle 版に求めて、Turgot 研究の再検討の必要をのべている (préface)。この選集の後には、1950 年に Georges Weulersse (1874—1950) の遺稿：*La Physiocratie sous les ministères de Turgot et de Necker (1774—1781)*, Préface de Paul Mantoux. Paris, xvi+374. があり、最近の Turgot 研究については、なによりもこの確固たる勞作についてのべるべきであるが、ここでは、ひとまず Schelle 版全集刊行以後の主要な諸研究がふくまれる一時期 (1939—47 年) に視点をさかのぼらせ、それによって新選集刊行や G. Weulersse の勞作をめぐる最近の Turgot 研究の動きを理解するための、およその事情を知っておきたいと思う。<sup>1)</sup>

- 1) 以下で取扱われる書物は、つぎのとおり：  
(a) Dakin, D.: *Turgot and the Ancien Régime in France, with a portrait and a map*. London, 1939. x, [i], 361 p.  
(b) Alengry, F.: *Turgot (1727—1781) Homme privé Homme d'Etat, d'après les documents inédits du fonds de Lantheuil publiés par Schelle*. Paris, 1942.

## 2. 諸研究の成立

1939 年 (昭和 14 年)、フランスが大革命 150 年記念 (1789—1939 年 7 月 14 日) をむかえようとしているとき、イギリスは 2 月に、Douglas Dakin による Turgot 研究を持つことができた。*The Times Literary Supplement* (1939 年 7 月 8 日 N° 1953) は、「フランス革命の前夜、諸改革への Turgot の努力」というみだして special article をあて、Dakin のこの書物を「熱意と現實性の不變の感覺によって支えられた歴史的方法の好範例」として紹介している。著者自身は、Schelle 版および、そこにふくまれない Turgot の同時代の資料類によって、この研究を「アンシャン・レジームについての全般的勞作」(vi) とする意圖を示している。19 世紀の Turgot 研究について「Turgot の時代の政治的・行政的および經濟的歴史を簡略化する傾向がある」(v) という著者の批判は、この研究プランの裏面的説明でもあるだろう。しかも Dakin は、D. Mornet のテーゼにしたがって「Turgot の分け前を革命の準備において評價しようとする試みをさしひかえた」(viii) とのべている。Dakin は、この研究に先立つ 40 年間と 19 世紀におけるイギリスでの Turgot 研究が、著しく不毛であったことを指摘し、個々に缺點をあげているが、イギリスは Turgot の思想的源泉において、また同時代的交流において、もっとも早く深い関係を持っていた。だから、この著者が、あるいは王制の政治機構について (chap. II), 農業經濟の事情について (chap. III), あるいは哲學思想・政治理論について (chap. XVII), 等々、絶えずイギリス・フランスの比較において考察していることは——私には個々の對比の適・否まして正・誤はわからないが、たとえば Turgot の《*Mémoire sur les Municipalités*. 1775.》の Utopia 性について James Harrington (1611

- ix, 155 p. [La grande linée française]  
(c) Jolly, P.: *Turgot*. Paris, 1944. 287 p. [Histoire et Destin]  
(d) Gignoux, C.-J.: *Turgot*. Paris, 1945. 308 p. [Les grandes études historiques]  
(e) *Turgot (1727—1781), Textes choisis et préface par P. Vigreux*. Paris, 1947. 429 p. [Collection des grands économistes]

—1677) の《Oceana》(1656) の對比(273)——興味ある特徴であると思われる。しかし Dakin の書物はフランスでは、すくなくともこの時期の公刊された Turgot 研究にかんするかぎり無視されている<sup>2)</sup>。フランスは、この年の9月に、イギリスとともに對獨戦争状態にはいり、国内的には11月に人民戦線が崩壊され、労働運動と言論に対する弾圧がきびしくなった。やがて Vichy 政権の成立へと導かれる。この時代のフランスは、Schelle 版全集刊行以後、最初のまとまった Dakin の研究を、正當に評價する余裕を持たなかったのであろうか。

周知のように、1940年(昭和15年)7月11日に成立した Vichy 政府は、自らを「國民革命政府」(Le Gouvernement de Révolution Nationale)と呼び、「國家主班」(le chef de l'Etat français) Pétain は、「完全なる統治権を持つ」ことを布告し (Acte constitutionnel n° 2. du 11 juillet 1940, Art. 1. § 1.), 上・下兩院に無期限停會を命じている (Acte constitut. N° 3. Art. 2.)。對獨協調政策の立場から、共和憲法の理念「自由、平等、友愛」は、「労働、家族および祖國の諸權利」におきかえられる必要があった (Loi constitut. du 10 juillet. 1940.)<sup>3)</sup>。この時代のフランスの學會の全般的様子については知らないが、Vichy 時代には2つの Turgot 研究が、いずれも檢閲認可 (autorisation) を持って發表された。1942年(昭和17年)の F. Alengry (1865—) と 44年(昭和19年)の P. Jolly の研究がそれである。

Alengry の研究は、副題が示すように、I部(私人: chap. I—V.), II部(政治家: chap. VI, VII.)に分けられ、全體にわたっては、「心理的考察」の目的および方法が強調されている。この研究は、すでにその一端が示された舊著 (Condorcet, *guide de la Révolution française, théoricien du Droit constitutionnel et précurseur de la Science sociale*. Paris, 1904. livre III. chap. I.) の發展的研究成果とも言うべきであるが、「délégué du Secours National 國家補佐委員」(1940—42)としての著者(100)によって、「國民革命のイニシャティブへの諸々の暗示が……つけ加えられた(1942年7月)」(109 note

(1)) ために、むしろ「國家主班として、わがフランスの再興者として、その偉業をつづける元帥 (Philippe Pétain 1856—1951) の榮光」(101 note (1)) に対するエロージュとなっている。つまり、この書物における著者の役割から言えば、Turgot の肖像を、「國家主班として、フランスの主權と祖國の永遠性を體現しつづける」(Procès-verbal de la séance du conseil des ministres du 17 nov. 1942.) Pétain のそれとを、諸政策面において(II部: 政治家)、「均齊よく<sup>4)</sup>」かかげることであった。

一方、P. Jolly の研究 (Institut 賞) は、おなじく檢閲認可を持つということ以外、Alengry の研究と對比的である。すなわち Jolly は、Pétain 禮讚という現實の歪曲によって Turgot 自身を歪曲し、あるいは「心理的考察」の袋小路に入ることを餘儀なくされた Alengry に、ひそかに批判を向けることによって、間接に Pétain に対する時局批判とした。著者自身のことばによれば、「時勢の横顔の《ノコギリの齒のような》模様に主題を借り」、「確かに粗い岩でできており、諸世紀の侵蝕に抗して、《歴史の明白な無秩序》と呼ばれるものの中では、遠くからでもそれとわかる」「Turgot の《誠實さ》を簡単に粗描すること」であった(282)。したがって、この研究は、Turgot にかんする新しい見解を示すというのではなく、むしろ、もっとも Turgot 的な理念の、著者を通じての投影であったと思われる。といっても、Turgot の時代の説明に託された著者の暗示的なことばによれば、「傳統や安逸によって、また諸思想の公式主義と社會化とを監督する・さまざまの名を秘した權威當局によって公認された諸基準に違反すれば、思想の獨立性が告發される」(32)時代であってみれば、不自由な・抽象化され・簡略化された説明の調子に掩われていることは否定できないが、それなりに、この時代の眞剣な Turgot 研究を示すものであろう。Jolly は、方法としては特に示していないが、Alengry やその他この時代の一般的様相を考えに入れるならば、「なによりも諸事實に即して」(187)、あるいは、「われわれは、正直な客觀性の柵をとびこえようとは思わない」(193)という控

2) e.g. F. Alengry (上掲書(b)): 「Turgot についての最上の諸研究は、Louis XVI についての P. Lafue の書物 (Hachette, 1942) を除いて、すべて 1913—1923 年以前にあらわれた。」(vii, note (1)).

3) *Les Constitutions et les principales lois politiques de la France depuis 1789* par L. Duguit, H. Monnier, R. Bormard 17<sup>e</sup> éd. par Georges Berliat. Paris, 1952 p. 358—359. 以下、この時代の法令については、この書物にしたがう。

4) F. Alengry: *op. cit.*, p. 101. 著者の記すところによれば、事實、この時代には、Limoges 市長室その他で、2人の肖像の併置があったことがわかる。p. 100—101. この書物の翌年、1943年には、F. Alengry は、*Principes généraux de la philosophie sociale et politique du maréchal Pétain; ses principales applications: Charte du travail, éducation nationale, réorganisation de l'état (juin 1940—juin 1942)*. Paris, 1943. xviii, 238 p. [La grande lignée française] の著者である。しかし私は、この書物を見ていない。



え目なことばが、著書の基本的態度としてあげられるであろうか。

戦後 1945 年 (昭和 20 年) の研究者 C.-J. Gignoux (1890—) については、その學問的立場や公的経歴を、私は知らない。ここではただ Charles Rist (1874—1954) による Gignoux の舊著の書評中のことばを、参考までにあげてみよう：「G[ignoux] 氏は、ながいあいだ Confédération de la Production française の議長であった。彼は、1940 年の諸事件 (Vichy 政權成立) の後、〔對ドイツ〕協調政策に同意すべきであると信じた。そして彼は、彼が《國民革命》と呼ぶものが成功するのをみたいという希望を、この書物の終りでかくしていない<sup>5)</sup>。」

### 3. 諸研究の内容、1—2 の問題について

以上の諸研究は、いずれも Turgot を全生涯にわたって取扱ったもので、したがってそこには、それぞれの立場からの程度の差で、Turgot の生誕・家系からソルボンヌ・行政官・リモージュ知事・大蔵大臣 (Contrôleur général des finances) の諸時代および改革・失脚等の諸章がある。これらの諸研究の個々の論点をすべて、問題別にあとずけていくことは、ここではできないので、Turgot の諸思想が集中的に示される 1774—76 年の Contrôleur général des finances 時代を中心に理解したいと思う。

周知のように、フランス革命に直接、先行する Turgot の時代は、ブルジョワ [市民] 層の経済的自主性をフランス革命における政治的發言に結ぶ・もっとも急速な発展の時代であった。したがって、このことを具体的に反映する Turgot の諸改革の中心的理念は、資本主義の歴史的使命にもとずいて、生産性を、より高めること、つまり生産を独占・禁止・國內諸關稅等の一切の障害から全般的に解放することであった。具体的に言えば、諸穀物通商の國內的自由の宣言 (1774 年 9 月 13 日、パリを除く)、および、より完全な自由の宣言 (1776 年 2 月、勅令第 2、パリにおける諸穀物取締り廢止) がそれであり、賦役の廢止 (1776 年 2 月、勅令第 1) および封建的ギルド組織の破壊 (同・勅令第 4) がそれであった。1775 年以後の國內驛てい制度 (La Régie des Messageries)、計畫に終わったが d'Alembert, (1717—1783) Condorcet (1743—1794) 等による國內運河の開発計畫

5) *Revue des Livres*: Gignoux, (C.-J.): *L'Economie française entre les deux guerres, 1919—1939*. Paris, 1942. *Revue d'Economie politique*. Tom. LIV. (1945)p. 548.

は、若干の間接諸稅の廢止等と相まって、これら一連の改革を具體的に支えるものとして理解される。Turgot が、Quesnay (1694—1774) のワクを越えて 1770 年に提示した利子つき貸付けの合法性 *《Mémoire au conseil sur les prêts d'argent》* も、またこの一連の自覺の中で考えられねばならない。自身を Quesnay と Gournay (1712—1759) の弟子とする Turgot<sup>6)</sup> は、以上の改革を、physiocrate に準じて「財産權」の觀點から主張し、おなじく「財産權」の立場からする地方諸議會プラン *《Mémoire sur les Municipalités, 1775》* において 1774—76 年の諸改革の・いわば立法的裏付けを示すはずであった。Dakin が正しく指摘するように、これを「アンシャン・レジームの政治の過度な中央集權化を矯正するために計畫された」と考えることは、「問題點をはずすこと」(Dakin, 276—277) になり、この原理はあくまで「Grand municipality の royal authority への關係」において考えられるべきであるのだが、—— *《Mémoire》* が王國の實質的階級を代表する唯一の條件として「土地所有者 propriétaire foncière」を規定する限りでは、それはすくなくとも、封建的《身分》の破壊であったと考えられる。

Alengry は、この《身分》破壊の理念を、Pétain の共同體理念にもとずく超階級性 (後出、憲法草案第八條) に附會し、Vichy での Le Conseil national de l'Etat français を、「一世紀半以上のへだたりをおいて」、Turgot の *《Mémoire》* の理念が實現されたものと指摘している (120—121)。しかしながら、「Le Conseil national de l'Etat français の構成員は、フランス國元帥なる・國家主班の布告によって指名される」のであり、したがって「その諸見解は、ひとつの諮問的性格を持つ」(Loi du 22 janvier 1941 portant création d'un Conseil national. Art. 2 et 7.) にとどまるのであり、そこに兩者を結ぶ・なんらの理念的つながりもないことは言うまでもない。

Alengry は、「心理的考察」の方法をとるたてまえから、Turgot の諸改革についての詳細な原理的考察をさけている。したがって Pétain への結びつけは、皮相的類似性によるもので、なんら原理的根據を持つものではない。たとえば、I 部で Turgot の Helvétius 批判の根據を、なによりも Turgot の M<sup>lle</sup> de Ligniville (後の M<sup>me</sup> Helvétius) に對する戀愛感情→「彼女の夫に對する抑えられたにくしみ」(24) に求める著者は、II 部では Turgot の改革についての見とおしを、「繊細と忠

6) *Lettre à Du Pont de Nemours, 20 févr 1766. Œuvres de Turgot* (Schelle) II, p. 507

節の感情」に根據を求め(120), Turgot の失脚を國王および Maurepas との個人的諸關係において考察している(chap. VII)。Alengry は, Vincent de Gournay との王國內の經濟事情視察の旅(1755—56) および, その成果としての《Eloge de Vincent de Gournay (1759)》を, 「その現實性, 具體性および經驗によって養われた實證精神」において, 「彼の組織者および大行政家の資質を示す」(45—49) ものとして指摘しながら, そこにすでにみられる 1776 年 2 月改革の原理<sup>7)</sup>を具體的に明らかにすることは, 著者の研究意圖の外であった。著者は舊著にしたがって<sup>8)</sup>, 「労働〔價值〕の絶對的賛成者 Adam Smith に道を開いた Turgot」(104) として理解しながらも, 1776 年 2 月のギルド解散令の意義についての詳細な分析をさけ, 「賦役の廢止」を専ら「道路の建設」に還元して理解することによって, Pétain の「福祉政策」(Les mesures de salut) に置き代えている(125—126 et note (1))。更に一例をあげるならば, 著者は, Turgot 時代の「農業協會」Société d'Agriculture を Pétain 統制下の農業組合諸團體<sup>9)</sup>と結び, それによって 1750 年以後の physiocratie の氣運の中に生まれた「農業協會」に, Turgot が穀物通商自由の學說の宣布者の役割をあたえた意義を, Pétain の農業政策ととりかえる意識的な誤りを持っている(108)。しかも Dakin にしたがって, 穀物通商の自由や學術研究の獎勵を除いては, Turgot は, この官許設立の「農業協會」に當初から懷疑的であったのだとすれば(Dakin, chap. VI *Turgot and the Society of Agriculture*), そこには兩者を結ぶなにもものもみいだされない。

Vichy 時代の他の 1 人の研究者 P. Jolly が, Turgot をとおしての現實批判で研究をつらぬいたことはさきのべたが, 「祖國の安泰のためには, 完全な犠牲にまでおよび得る・公民としての諸職責の遂行」を「國家に対する市民の諸義務」(*Projet de Constitution du Gouvernement de Révolution nationale, Art 9.*) と規定する・この時代に, Jolly はあえて「Turgot が, その自由を賞揚する個人」(63) の立場に立っている。Turgot の經濟學的位置づけについては, Dakin が, 「資本」の觀點か

ら, その歴史的意義をみいだす經濟學的諸問題(Dakin chap. XVIII. (3)) を, Jolly は, まず「財産權」の觀點からとりあげ, Turgot を, Gournay, Smith へ近づけることよりも, むしろ, ひとまず physiocrate として評價し, つぎに正統的な physiocrate から, 「彼の制限皆無の自由主義」をひきはなし, なによりも physiocrate が持った anti-Colbertisme の歴史的意義の中に Turgot をまず位置づけることを要求し(81—93), 「現代的用語を用ひれば, Turgot は dirigisme<sup>10)</sup> の反對者である」(89) と理解している。Jolly は, 1776 年 2 月の「同職組合禁止」の勅令改革に, 「大攻撃」の章(IX)をあてて, 最大の關心を示している。著者は, この問題に對する「16 世紀の《個人主義的壓力》Bodin」から 18 世紀の「《反・法規的傾向の勝利》Diderot」にいたる歴史的考察を附して, Turgot の「《事態》は晴天のヘキレキのように突発しなかった」こと(208), つまり Turgot の改革の必然性を詳細に説明するのであるが, Turgot の改革を, まず「反・法規制度」(anti-système réglementaire) —國家干涉の絶對的排除—の問題として考察していることに注意しなければならない。Vichy 時代の労働政策が具體的にどのように進められたかは知らないが, 「國民革命政府の憲法草案」が, 「諸職業の組織は, 全體的利益の審判者, 保證人たる國家の統制のもとに, 雇用者および被雇用者を彼らの企業で連帶せしめ, 階級對立をなくし, プロリタリアの状態を廢滅することを目的とする。」(Art. 8) と明記していることを考え合わせれば, 著者の意圖が何であったかがわかる。Jolly は, Turgot に對する反對運動の中に, 民族的偏見によるユダヤ攻撃, つまり「《祖國を持たないために, 祖國の諸利害に無關心である・この宿命的種族の競争者たち》」に對する攻撃が, 不當にも公然と混入されていたことを特に指摘している(210)。

フランスは, 1945 年 5 月 7 日, 戰時状態から脱した。しかし, この年の第 4・四半期に發表された Turgot 研究(C.-J. Gignoux) にかんする限り, 嚴密に言えば, —さきの Ch. Rist のことばにしたがって—まだ戰時のカゲがあった。Turgot の時代を説明して, 「今日とおなじく, それ(本質的問題)は, 政治的・經濟的またやがて社會的諸思想や諸事實の動きに, 國家の古い機構を適用することにあつた」(102) と理解する Gignoux は, 《Eloge de Gournay》を詳細に分析し, 「近

7) e. g. cf. Shepherd, R. P.: *Turgot and the Six Edicts*. chap. III. Columbia Univ. *Studies in History, Economics and Public Law*. Vol. xviii. No. 2. 1903.

8) cf. Alengry, F.: *Condorcet*. livre III. chap. 1 p. 692 et note 2

9) *La loi du 2 déc. 1940. relative à l'organisation corporative de l'Agriculture*. cf. Aron, R.: *Histoire de Vichy, 1940—1944*. Paris, 1954. p. 245—246.

10) 「國民革命はその諸原理に反して, 國家教導主義をはじめ。Comités d'Organisation の假設置にかんする 1940 年 8 月 16 日の法令は, 産業, 商業を全體的に政府に従屬させる。」Aron, R. *op. cit.*, p. 243.



代的リベラリズムの眞の先驅者」としての Gournay に「接合するもの」として Turgot を位置づけながら (59—61), 同時に「Turgot の體系が、ただひとつのもの、つまり自由をしか認めなかったということ」(118)に、批判の出発点をみいだしている。具体的には、1774年9月13日の穀物通商自由の布告を、「彼の學派 (フィジオクラット) のおはこ (tarte à la crème) となっていた・ひとつの改革」(136)と否定的に評價することによって、この布告を《小麥粉紛争 guerre des farines》の原因とし、Conti 公陰謀説の否定におよんでいる (156—164)。いわゆる《賃金鐵則 loi d'airain》について、「マルクス主義的決定論」を修正し、「自然的惠與としての…… produit net」を「収奪された剩餘價値の非人間的性格」と區別する Gignoux (289) は、Turgot の改革の對象となった中世的ギルドの發生を、「生産と消費とを確實に均衡させることの必要」(199)にみいだしている。したがって Turgot のギルド破壊の改革も、Gignoux にとっては、「社會的紐帶のもっとも重要なものを、同職組合とともに破棄すること」にひとしかった (222)。Turgot が、労働の權利を「根元的な・もっとも神聖な・もっとも絶對的な財産權<sup>11)</sup>」として理解する歴史的意義を、ここで Gignoux が捨象していることは言うまでもないが、このような捨象は、Turgot の改革の失敗を「政治的自殺」(218)と呼び、その原因を、「體系屋」、「獨斷」、「あせりすぎとのろすぎという2重の非難」(281)、高等法院・閣内での人事的・感情的對立にのみ求めることにもあらわれている。しかも「Turgot が、彼の失脚へのある單純な偶然的關係の中に置かれる」これらの研究方法に對しては、すでに Dakin が、反省を求めていた (Dakin, 268—270)。

#### 4. む す び

P. Vigreux が Turgot の「あまりに知られない」經濟學的勞作について語る時、19世紀の Turgot 研究をもふくめていることは言うまでもないが、この時期に限ってみても、Vigreux の指摘は、Dakin を除いて正しい。これを Dakin の説明にしたがえば、「Turgot の豫言のうち、明らかにみたされたものだけを、ほとんど排他的に研究するという習性が存続した。その結果、他の諸見解の多くは、不十分に強調が與えられ、誤解され時には完全に無視された。ことに政治的經濟學の歴史家たちは、Turgot の諸思想中に、後の諸概念の根源をみだし、それらを經濟學思想の發展についての彼らの圖

式の中にくり入れることに熱心で、こうして歪められ諸理論とともに、その人 (Turgot) を一般歴史家に手わたしたのである。」(281) Dakin は「一理論としてではなく、實踐的諸改革の提案のための基礎として考える」(301)ことを要求している。

このことは、經濟學的勞作だけでなく、Turgot の哲學的勞作についても言われねばならない。Dakin が専ら Locke との關係で、「Turgot は、彼の同時代者たちの dogmatism から完全に自由ではなかったけれども、歴史の諸事實なかんずく經濟史の諸事實を認めること、つまり彼の社會學的諸思想を決定することにおいて」「Locke や彼の追隨者たちが、あたえたより、いっそう豊富な、そしてよりすくなく不確定なイミを感覺論的哲學にあたえた。」(283)と評價したのに對して、フランスでは、さきにもみたような、専ら Helvétius 批判についての一面的な心理的追求 (Alengry) や Helvétius に對する「非常に高貴な感情」の不當な強調 (Gignoux, 45) や「Diderot に對する常に美しい獨立」(Alengry, 47 note (1)) が語られたにすぎない。Alengry は、觀念の起源にかんする Turgot の感覺的思考を、「Descartes, Locke および Condillac の半途に」位置づけることによって、Turgot を、單に「觀念論者」とだけ呼んでいる (72—73)。以上の簡単な紹介では、この時期の Turgot 研究の全容を明らかにすることはできないが 1947 年の選集が、さきにのべた二つの刊行意圖とともに、「自由の道をふたたびみいだすこと」(préface) を強調した背後には、およそ以上のような事情があったわけである。<sup>12)</sup>

12) この時期およびそれ以後には、以上のほかに、私の知る限りではつぎのようなほん譯・諸研究がある。

- 1) Vigreux, P. "La formation du capital selon Turgot", *Revue d'Histoire économique et sociale*, 1939-N. 2
- 2) Turgot, *El progreso en la historia universal; traducción par Maria Vergara*. Madrid, [1941] 172 p.
- 3) Kuon, Tran Van: *Turgot, Intendant du Limousin*. Thèse doct. Univ. de Paris, 1954.
- 4) Visine, F.: *Turgot*. Thèse doct. Nancy, 1948.
- 5) Turgot, *statesman, ekonom förkampe för ett fritt näringsliv*. A. R. J. Turgot, *levnadsteckning av G. Löwegren*. Stockholm, [1950].
- 6) Weddingen, W.: *Leven und Bedeutung des Finanzministres Ludwigs XVI*. Bamberg, 1950.
- 7) Edouard, H.: "Un précurseur: Turgot." *Historia* 1953-12.

11) *œuvres de Turgot* V. 242